



| 目次 | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| 告示 | |
| ○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課) | 1 |
| ○道路の供用開始 (道路課) | 1 |
| 高知県人事委員会規則 | |
| ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |

告 示

高知県告示第543号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成26年9月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

| | |
|--------|-----------|
| 幡多郡大月町 | 栄 誠 喜 |
| 〃 〃 | 福 島 慶 勝 |
| 〃 〃 | 平 島 喜 一 郎 |

(2) 加入区の名称

竜ヶ迫加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成26年9月26日から同年10月10日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合竜ヶ迫支所

高知県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年9月26日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|-----------|------------|
| 室戸市吉良川町字寺内乙1897番3から 室戸市吉良川町字寺内乙5224番2まで | 60 | 平成26年9月26日 |

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月26日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第22号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4 公立の特別支援学校の項及び公立の小学校及び中学校の項中「1.25」を「1」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。